## 中央市の重層的支援体制整備事業実施体制のイメージ図

地域

地域住民

各種会議からの情報

支援関係機関等

③地域づくり事業 【高齢】

健康体操サポーター

介護支援ボランティア

百歳体操

生活支援体制整備

【障がい】

地域活動支援センター

【子ども】

子育て支援センター

ちゃいるど広場

【闲窮】

生活困窮者等のための 地域づくり



※図の①~⑥は、社会福祉法第 106条の4第2項第1号~6 号を表している。

①包括的相談支援

各相談窓口での相談の受け止め

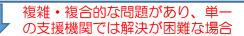
【高 齢】 地域包括支援センター

【障がい】 障がい者相談支援センター穂のか

【子ども】 こども家庭センター

子育て支援センター

【困 窮】 自立相談支援機関



これまでの連携 体制で支援が可 能な場合

関係機関との連携・情報共有 既存のケース会議の開催

> 既存のケース会議 では解決困難と判 断された場合

市福祉部福祉課ふくし連携支援担当で受付、関係機関等との調整、会議開催等の判断

重層事業 の入口

重層事業

の出口

本人の同意が得られている場合

⑤⑥多機関協働事業・支援プランの策定 重層的支援会議の開催

福祉課が調整役となり、情報共有、課題の整理、 支援方針の検討、役割分担等を行う

経過の中で本 人同意が得ら れた場合

支援会議の開催

本人の同意が得られていない場合

※社会福祉法第106条の6

気になる事案の情報提供・情報共有、 支援方針の検討等を行う

②参加支援

就労支援や地域とのつながり など社会参加に向けた支援

4アウトリーチ等を通じた継続的支援

支援者とつながっていない場合に、 対象者への訪問等による支援を行う



地域共生社会の実現

ひとりひとりの生きがいづくり、世代や属性を超えて住民同士がつながる地域づくり